

# ふるさと常葉会（田村市常葉町を愛する東京近郊在住者の会）規約

## （名 称）

第1条 本会は、「ふるさと常葉会（田村市常葉町を愛する東京近郊在住者の会）」と称する。

## （組 織）

第2条 本会は、東京都及びその近郊に居住する者で、田村市常葉町出身者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織し、世帯ごとの参加を基本とする。

2 本会の中に支部をおく。

## （事務所）

第3条 本会の事務所は、田村市常葉行政局（田村市常葉町常葉字町裏1番地）におく。

## （目 的）

第4条 本会は、会員相互の親睦と福利増進を図りながら、田村市常葉町の発展に貢献することを目的とする。

## （事 業）

第5条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る
- (2) 会報の発行及び機関紙の発行
- (3) 田村市常葉町の紹介及びPR
- (4) 田村市常葉町の特産物の紹介及び斡旋
- (5) 田村市常葉町出身学生に対する育英
- (6) 田村市の各ふるさと会及び「東京福島県人会」との連携
- (7) その他目的達成に必要な事業として、総会において決定した事業

## （役員）

第6条 本会を円滑に運営するために、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会長    | 1名  |
| (2) 幹事長   | 1名  |
| (3) 副会長   | 2名  |
| (4) 総務    | 1名  |
| (5) 会計    | 3名  |
| (6) 会計監査  | 2名  |
| (7) 幹事    | 若干名 |
| (8) 名誉相談役 | 1名  |
| (10) 相談役  | 1名  |
| (11) 顧問   | 2名  |

2 会長は、必要があると認める時は、役員会の議決を経て、部会又は委員会を設け、部長又は委員長を置くことができる。

3 会長は、必要があると認める時は、役員会の議決を経て、代理職を置くことができる。

#### (責 務)

第7条 会長は会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、支部長を兼ねる。(東京都/埼玉県/千葉県/神奈川県に支部を置く) 会長事故あるときは副会長がこれを代理する。幹事長及び幹事長代理は会務を掌理する。総務は、会の事務を行う。会計は、会の会計を処理する。会計監査は会計の監査を行う。幹事は会長提案の会務を審議し事業を推進する。名誉相談役、相談役、顧問は、会の諮問機関とする。

#### (役員を選出)

第8条 会長は、総会において選出する。副会長、幹事は各支部の中からそれぞれ選出、会計、会計監査は会員の中から選出し総会において決定する。幹事長及び幹事長代理、総務は会長が委嘱する。

2 会長は役員会の議決を経て相談役を委嘱することができる。

#### (役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 役員に欠員が生じた時は、補欠を選任することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

#### (会 議)

第10条 定期総会は原則として毎年5月に開催する。会長が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。

2 役員会は、会長、幹事長、幹事長代理、副会長、総務、会計、会計監査、幹事をもって構成し、隔月定例会を開催する。ただし、会長が必要と認めた時は臨時役員会を開催することができる。相談役は役員会に出席して意見を述べることができる。

3 会議は会長が招集し、その議長となる。

4 会議は出席会員又は、役員の過半数をもって決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

#### (会 計)

第11条 本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員は世帯あたり年会費として金3,000円を拠出する。

年会費未納者には督促を行いつつ、在会的意思確認を行うこととするが、未納年度及び次年度も年会費未納の場合は、原則として次年度の末日付けにて自動的に退会とする。

但し未納の原因が病気やケガによる入院等、やむをえない事由に該当すると役員会で認められた場合は本項を適用しない。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

4 会計は、役員会の議決を経て定期総会に報告し、その承認を受けることを要する。また、事前に会計監査の監査を受けなければならない。

## 附 則

- 1 本規約は、総会の議決を経なければ変更できない。
- 2 田村市常葉町出身者で、東京都及びその近郊に事務所を持ち、又は勤務する者は、入会することができる。
- 3 2以外の者でも、本会の趣旨に賛同する者は、役員会の承認を経れば入会することが出来る。
- 4 会員で会員らしくない行為があったと認められたときは、脱会することを原則とする。
- 5 本会は、常に田村市常葉町と連絡を密にし、相互に協力し合う。
- 6 設立時における役員の任期は昭和64年5月31日までとする。
- 7 本規約は、昭和61年10月3日より施行する。

附則 本規約は、昭和63年7月3日より施行する。

附則 本規約は、平成元年7月16日より施行する。

附則 本規約は、平成20年7月6日より施行する。

附則 本規約は、平成23年7月10日より施行する。

附則 本規約は、平成24年7月22日より施行する。

附則 本規約は、平成26年2月9日より施行する。

附則 本規約は、平成27年2月1日より施行する。

附則 本規約は、平成28年7月10日より施行する。

附則 本規約は、令和2年7月1日より施行する。

附則 本規約は、令和4年7月1日より施行する。

附則 本規約は、令和5年7月16日より施行する。

附則 本規約は、令和6年7月23日より施行する。